



「働きたい! 応援団 ぎふ」推進企業表彰要領

岐阜県教育委員会

(目的)

第1 特別支援学校高等部卒業後、一般企業等への就職を目指す生徒の働く力の育成及び就労促進に著しく貢献した企業等に対して表彰を行い、その功績を称え、これを広く社会一般に周知することにより、特別支援学校生徒の働く場の拡大に資する。

(表彰対象企業)

第2 『「働きたい! 応援団 ぎふ」サポーター企業』(以下サポーター企業と言う。)のうち、次のいずれかの項目に3年間継続して該当するものについて行う。

- (1) 年間8日以上、校内の学習における技術指導を実施。
- (2) 年間30日以上、現場実習・企業内作業学習等を実施。
- (3) 特別支援学校高等部卒業生を1人以上雇用。
- (4) 特別支援学校の職業教育、就労支援に関して、特に顕著な取組を実施。

(表彰の事務)

第3 表彰に係る事務は、特別支援教育課が行う。

(表彰の方法)

第4 表彰の方法等については、岐阜県教育長表彰取扱要綱の規定の例による。

(再度表彰)

第5 表彰されたサポーター企業が、さらに同様の功績があったときは、重ねてこれを表彰することができる。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。